

いじめ防止対策推進法見直しにあたっての要望

いじめ防止対策推進法(以下防止法と略)が施行されて3年を過ぎましたが、背景にいじめがあるのではないかと報道された児童生徒の自殺は、この3年間で少なくとも 25 件に上ります。(文部科学省:法施行後3年間でいじめによる自殺と疑われたケースは 20 件 2016 年 9 月 29 日付け朝日新聞参考)

防止法附則第2条にある3年を目途とした検討の時期にあたって、いじめ問題に長年取り組んできた NPO 法人として、以下のことを要望いたします。

[記]

1 隠ぺいできないシステムづくり

防止法ができた後も、重大事態(第 28 条)発生後の学校・教育委員会による不適切な対応例が数多くみられます。過去の事例に学び、これ以上、隠ぺいできないシステムづくりをしてください。

具体的には、以下のことを要望します。

① 事案発生直後の全校生徒と全教職員対象のアンケートの実施

いじめが疑われる児童生徒の自殺事案で、直後の児童生徒へのアンケート調査が、事実調査にきわめて有効であることは、大津事件をはじめとする多くの事例ですでに実証されています。

当法人が繰り返し要望してきた、a.事実が上ってくるような内容のアンケート調査を、b.事案発生後できるだけ3日以内に、c.無記名もしくは記名選択式で、確実に実施してください。

② 被害者・遺族との情報の共有と意見の尊重

隠ぺいを阻止し、被害者・遺族の尊厳を守るためにも、学校や教育委員会が持つ情報を被害者・遺族と共有してください。調査方法等についても、この問題に誰より切実な思いを抱き、厳しい審査の目を持つ、被害者・遺族の意見を積極的に取り入れてください。

③ 衆議院・参議院の付帯決議に書かれていることこそが、被害者・遺族にとっては最も重要です。拘束力をもつ条文に、ぜひ入れてください。

2 実効性あるいじめ対策チームにするための研修

第 22 条で、いじめ対応をチームで行うよう規定したのは、文科省が「抱え込みをやめるように」と何度、通知を出しても、事件が発生してみれば、担任や顧問教諭がひとりで抱え込み、他の教職員や保護者と情報を共有することなく、子どもの SOS に対応できずにきたことが判明してきたからです。また、事件があるたびに、担任や顧問教諭の対応のまずさが指摘されています。

教師個人にも、対策チームにも、いじめに対する正しい知識、児童生徒理解がなければ、いじめを止められないだけでなく、かえって問題をこじらせ、子どもを傷つけます。

しかし、文科省の平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、「いじめ問題に関する校内研修を実施した」学校の割合は、小学校 76.2%、中学校 70.7%、高等学校 57.3%、特別支援学校 56.3%。全体で 71.3%と低く、前年の 70.3%からほとんど増えていません。(平成 27 年度においては職員会議での共通理解と校内研修が合算されたため、研修の実施率が不明)

① 年間最低でも3時間程度のいじめに特化した教員研修を義務づけてください。対策チームにメンバーには専門性を高めるために、最低でも 10 時間程度の研修を義務づけてください。

国や自治体は、そのための環境整備(人材・資金・時間確保)をしてください。NPOも活用してください。

② 事実調査は日常的ないじめの発見や生徒指導には欠かせないものです。第三者委員会における事実調査のノウハウを確立し、学校内のいじめ対策チームと共有してください。

③ 事実(実態)に即した実効性のあるいじめ対策をするためには、過去の事例に学ぶことが大切です。被害者・遺族の話聞く機会や事例検討、第三者委員会作成の調査報告書を研修に生かしてください。